

保険外併用療養費について

【入院期間が180日を超える入院】

同じ病気で病院の一般病床に通算180日を超えて入院されている患者様（精神科等を除く）は、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

1日あたりの特定療養費 2,395円（税込）

2026年6月1日

井原市立井原市民病院